最終更新日：2016年6月22日

株式会社メディアグローバルリンクス
代表取締役社長　小野 孝次
問合せ先：044-589-3440
証券コード：6659
http://www.medialinks.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「お客様に喜んでいただける製品やサービスを提供し続け、世界に通用する企業としての地位を確立することにより、自らも繁栄する」との会社理念の下、「社会に貢献していくこと」を経営方針に謳っています。
その実現のために、コーポレート・ガバナンスの整備と強化が重要課題のひとつであると認識しており、社内組織、各種規程・制度等の継続的な見直しを実施するとともに、適時適切な情報開示を通じて、経営の透明性を高めています。

また、当社は、経営に対する効果的な監視、監査を実現するために、監査役会制度を採用しています。監査役会は、監査役 3名（全員が社外監査役）により構成され、それぞれ経営、法律、会計の識見を背景に、取締役の業務執行の監査を行うとともに、社内各部門における日常業務の監視を行っています。

監査役会の専任スタッフは配置していませんが、総合管理部、財務経理部のスタッフが必要に応じて対応を行っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
林 英一	2,075,400	37.35
小野 孝次	343,000	6.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	253,400	4.56
武田 憲裕	155,000	2.79
五味 昌丈	119,100	2.14
株式会社SBI証券	105,600	1.90
山本 友信	91,400	1.64
メディアグローバルリンクス従業員持株会	67,500	1.21
林 由起	57,000	1.03
鷲見 吉春	56,800	1.02

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石井 洋一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井 洋一	○	株式会社アイ・シー・ティーの顧問およびエムイーアイ株式会社の取締役に就任しています。当社と株式会社アイ・シー・ティーおよびエムイーアイ株式会社との間には特別な関係はありません。	東京証券取引所の定める独立性基準および開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがない独立性があり、また、企業経営の豊富な知識、経験を有していることから、当社経営体制の監督に適任と判断したものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室(室員 6名)が、内部監査規程に基づき各部門の業務遂行状況について内部監査を行っています。
内部監査は、各部門を対象とする内部監査実施計画を策定し、各部門の業務活動が法令、会社の諸規程に準拠して遂行されているかを検証するとともに、業務改善、効率性向上のための必要な助言を行っております。
また、監査役および会計監査人と適宜連携し、必要な助言を受け、内部監査の効率的な実施を図っています。

監査役は、会計監査人と各四半期毎および必要に応じて意見交換をおこなっているほか、内部監査室による内部監査報告書を受け取っており、また、内部統制を司るリスク管理委員会に出席し、必要があれば、適切な助言や提言を行う体制が整っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山室 武	他の会社の出身者													
木下 直樹	弁護士													
竹中 徹	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山室 武		当社常勤監査役	企業活動に係る豊富な識見を有しており、取締役の業務執行に対する有効な監査が期待できるため。
木下 直樹	○	木下総合法律事務所所長、株式会社日本M&Aセンター社外監査役および伊藤超短波株式会社社外取締役に就任しています。当社と木下総合法律事務所、株式会社日本M&Aセンターおよび伊藤超短波株式会社との間には特別な関係はありません。	法律の専門家として幅広い実績と豊富な識見を有しており、取締役の業務執行に対する有効な監査が期待できるため。 また、同氏は、弁護士としての幅広い実績と豊富な識見のみならず、独立した立場から当社大株主以外の株主および投資者からの信頼性を確保するための客観的独立性も有していると判断したため、取締役会での承認を経て、独立役員に選任致しました。
竹中 徹		竹中徹公認会計士・税理士事務所所長、株式会社ナック社外取締役およびウエルシアホールディングス株式会社社外取締役に就任しています。当社と竹中徹公認会計士・税理士事務所、株式会社ナックおよびウエルシアホールディングス株式会社との間には特別な関係はありません。	会計の専門家として幅広い実績と豊富な識見を有しており、取締役の業務執行に対する有効な監査が期待できるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有することにより、取締役の株価上昇および業績向上への貢献意欲を一層向上させるため、ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績に対する意欲を高めるためにストックオプション制度を導入しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2016年 3月期に支払った取締役 6名に対する報酬総額は 220,517千円、監査役 3名に対する報酬総額は 17,200千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社グループの取締役・監査役の報酬等は、株主の負託に応えるべく、優秀な人材の確保、維持、業績向上へのインセンティブを考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、水準とすることを、基本方針としています。

取締役報酬は、基本報酬（月額報酬）とストック・オプションにより構成されています。

基本報酬は、当社市場がグローバルであることを勘案しグローバルな視点から決定しており、業績が赤字となった場合には最大で50%を減給することとしています。
また、中長期的な業績反映を意図し、企業価値の増大化とリンクする報酬として、ストック・オプションを付与することとしています。

それぞれの決定方法は、取締役報酬は取締役会、監査役報酬は監査役会における協議により決定しています。

監査役の報酬は、その職務の独立性を重視し、固定額の基本報酬の支給を基本としています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の専任スタッフは配置していませんが、総合管理部、財務経理部のスタッフが必要に応じて対応を行っています。
また、監査役が求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を置くことを、「内部統制の構築に関する基本方針」に定めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の取締役会は、取締役 5名により構成され、経営方針や事業計画、その他重要事項の決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況を監視しています。2016年 3月期には、定時、臨時を併せて13回の取締役会が開催されました。

また、当社は、経営に対する効果的な監視、監査を実現するために、監査役会制度を採用しています。
監査役会は、監査役 3名（全員が社外監査役）により構成され、それぞれ経営、法律、会計の識見を背景に、取締役の業務執行の監査を行うとともに、社内各部門における日常業務の監視を行っています。
2016年 3月期には、11回の監査役会が開催されました。

なお、当社の会計監査は、新日本有限責任監査法人が担当しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、機動性の確保を重要視しています。そのなかで、社外取締役の監督の下、各取締役が業務執行状況を相互に監視し、また高い頻度で取締役会を開催（13回： 2016年 3月期）することにより、監査役（ 3名：全員が社外監査役）の監視を受けることとしてまいりました。

現状は、外部監査機能としての社外監査役による業務監査、会計監査人による会計監査を行っており、経営の監視機能の面では客観的に機能しているものと思料されるため、現体制を採っています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、集中日に先立つ日程で開催し、多くの株主様にご出席いただけるよう留意しています。
その他	株主総会は、土曜日の午後に開催し、多くの株主様にご出席いただけるよう留意しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを策定し、当社ホームページに公開しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、定時株主総会の終了後（年 1回）に開催しています。 説明会の状況は、動画にて当社ホームページに公開しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を半期毎（年 2回）開催しています。 説明会の状況は、動画にて当社ホームページに公開しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内の「株主・投資家情報」 （http://www.medialinks.co.jp/newMGL/medialinks_renewal/ir/index.htm） にて、有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR・広報室が 、IRを担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動宣言」において、人権の尊重、反社会的勢力への関与の禁止、地球環境への配慮、社会への貢献、不正競争の防止等を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の事業活動を通じて排出される地球温暖化ガスの吸収を促進するため、フィリピンで植林活動を行っています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 会社理念及び経営方針を具現化するため、法令及び定款を尊重し公明正大に行動することを定めた行動宣言を制定し、その周知徹底を継続的に行い、法令、定款、社内規則及び社会通念等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項に関する理解を深め、コンプライアンス違反を未然に防止しています。
(2) 財務報告の信頼性を確保するため、財務に係る業務のプロセスを整備し、運用状況の評価を通して、当該業務のさらなる改善を図る体制を確保しています。
(3) 公益通報者保護規程を定め、コンプライアンスに関する事前相談窓口を設置しています。
(4) 反社会的勢力との関係を遮断するため、地域の企業防衛対策協議会に加盟し、積極的に関連情報を収集するとともに、　弁護士や警察等の外部専門機関とも連携しています。

2. 当社の取締役の業務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報は、法令のほか文書情報管理規程に基づいて保存及び管理しています。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社および子会社から成る当社グループ全体のリスクの把握、評価、対応方針及び具体的対応を実施するため、当社社長直属の組織としてリスク管理委員会を設置しています。
(2) リスク管理委員会は、規程等に基づきリスク管理を行い、個々のリスクはそれぞれ担当部門あるいは子会社で対応させ、また複数部門あるいは子会社での対応が必要となるリスクについては対応責任部門あるいは子会社を決定し、リスクを管理する体制を明確化しています。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 各年度ごとに将来の事業環境を見据えた当社グループ全体の目標を定めることにより、各部門あるいは子会社が当該年度に実施すべき具体的な施策を効率的に策定しています。
(2) 当社においては組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等に、子会社においてはBy-Laws, Schedule of Authority等に基づく適正な業務と権限の配分、及びその他の規則に基づく明快な意思決定プロセスを通して、職務の執行が効率的に行われる体制を確保しています。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況およびその他の重要事項について、定期的に当社へ報告を行うことを義務付けています。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、必要とする期間と人数を確認のうえ、適任者を推薦、監査役会の事前の同意を得て、当該社員を選任します。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員を選任した場合は、当該社員の人事異動、人事評価及び懲戒について、監査役会の事前の同意を得ることとします。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員を選任した場合において、監査役が求めた時は当該社員は専ら監査役の指揮命令に服することとします。

9. 当社及び当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

公益通報者保護規程を定め、当社および子会社の取締役および社員等は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがある時、違法または不正な行為を発見した時は所定の窓口へ通報することとし、通報を受けた窓口は監査役に報告することとしています。また、当該報告をしたことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないこととしています。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた時を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとします。

11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会、ゼネラルマネージャー会議および経営会議に出席し、取締役の職務の執行あるいは各部門・子会社の業務の遂行状況および解決すべき課題について報告を受けるほか、リスク管理委員会に出席し、内部統制の整備と運用ならびに経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項について報告を受ける体制を確保しています。
(2) 監査役は、代表取締役、内部監査室および会計監査人と定期的な意見交換を行い、適切な意思疎通と連携により、効率的な監査業務を行っています。

12. 業務の適性を確保する体制の運用状況の概要

等事業年度におきましては、個人及び組織のコンプライアンス意識の向上を図るため、全職員を対象としたコンプライアンス意識向上セミナーを 5回開催いたしました。また、業務の適性を確保するために定めた行動宣言の熟読を全役職員に求め、その精神を尊重し、公明正大に行動する旨の確約書を徴求しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「行動宣言」において、反社会的勢力への関与の禁止を謳っているほか、「内部統制システムの構築に関する基本方針」において、反社会的勢力との関係を遮断するため、地域の企業防衛対策協議会に加盟し、積極的に関連情報を収集するとともに、弁護士や警察等の外部専門機関との連携を強化することを、定めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制模式図

